

独立行政法人北方領土問題対策協会職員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の職員（参与、嘱託員その他の非常勤職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、勤続期間6箇月以上の職員が退職したとき、又は死亡したときにその者又はその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第4条 職員の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間区分に応じて定められた別表1の支給割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の増額)

第5条 職員が次の各号に該当する場合は、第4条の支給割合による退職手当の額に、給料月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病によりその職に耐えず退職した場合又は死亡した場合
- (2) 予算定員の削減により退職させられた場合、又は組織の改廃により配置転換が困難なため退職した場合
- (3) 勤続期間が15年以上であって、職務上特に功労のあった者が退職した場合
- (4) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって特に増額の必要があると認められた場合

(退職手当の減額)

第6条 退職手当の支給を受けるべき者が勤続5年未満で自己の都合により退職する場合（傷病、出産及び結婚による場合を除く。）、又は第8条に規定する事由に準ずる事由により退職させられた場合、若しくは勤務成績が著しく不良のため退職させられた場合には、第4条の支給割合による退職手当の額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

(勤続期間の計算)

第7条 勤続期間は、職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。

2 職員が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による勤続期間

の計算については、引き続いて勤続したものとみなす。

- 3 休職中の期間は、その2分の1を勤続期間に算入するものとする。
- 4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とし、その計算方法は別表2による。

(国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国若しくは行政執行法人（通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。（以下同じ。））若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(退職手当の調整額)

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（職員として引き続いた在職期間及び前条第1項並びに第2項に該当するものをいう。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）、停職又は育児休業により現実に職務につくことを要しない期間のある月（現実に職務につくことを要する日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表の中欄に掲げる職務の級に応じて定める右欄の額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

調整月額表

職員区分	職務の級	調整月額
第1号	10級	70,400円
第2号	9級	65,000円
第3号	8級	59,550円
第4号	7級	54,150円
第5号	6級	43,350円
第6号	5級	32,500円
第7号	4級	27,100円
第8号	3級	21,700円
第9号	その他の職員	0円

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第1項及び第2項に規定する期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項の規定に関わらず、退職した者でその勤続期間が4年以下の者及び第6条に規定する自己の都合により退職する者でその勤続期間が10年以上24年以下の者の退職手当の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

4 本条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第4条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が零である者又は第6条に規定する自己都合により退職する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第49条の規定による懲戒（免職を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたもの

（退職手当の支給の制限）

第10条 職員が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたことにより退職させられた場合には、その者に対するこの規程による退職手当は支給しない。

（弔慰金）

第11条 職員が死亡した場合においては、第4条及び第5条第1号の規定による退職手当のほか、その者の死亡当時の給料月額に100分の400を乗じて得た金額を弔慰金として別に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第12条 退職手当及び前条の規定による弔慰金を受けるべき遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあ

った者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち同順位のもものが2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

1 この規程は平成15年10月1日から施行する。

2 協会設立の際、北方領土問題対策協会(以下「旧協会」という。)の職員として在職した者であって、引き続き協会の職員となった者は、旧協会の職員として在職した期間は、協会の職員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会職員退職手当支給規程(以下「新規定」という。)による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会職員退職手当支給規程(以下「旧規程」という。)第3条から第7条までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧規程退職手当額」という。)が、新規程第3条から第9条までの規定により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれ

らの規定による退職手当の額とする。

3 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

- (1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日
- (2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて第8条に掲げる国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日
- (3) 施行日の前日において第8条に掲げる国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日

4 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職手当についての第2項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額」とする。

5 職員が新制度切替日（第3項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規退職金額が新制度切替日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして計算した旧規程退職手当額よりも多いときは、これらの規程にかかわらず、新規退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤務期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 新規第9条の規程により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新規退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 新規第9条の規程により計算した退職手当の調整額100分の70に相当する額
 - ロ 新規退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 新規第9条の規程により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当

する額

ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

- 6 第3項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは「受けていた給料月額に相当する額」とする。
- 7 新規程9条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、第1項中「その者の基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間」と、第2項中「基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以後の基礎在職期間」とする。
- 8 この附則に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成25年3月15日）

この規程は平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日）

この規程は平成30年1月1日から施行する。

別表1

北方領土問題対策協会職員退職手当支給割合

勤続期間	支給割合	計算方法等
1	0.93314	1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100 勤続年数×(100/100)×(93.314/100)
2	1.86628	
3	2.79942	
4	3.73256	
5	4.6657	
6	5.59884	
7	6.53198	
8	7.46512	
9	8.39826	
10	9.3314	
11	12.9473175	11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5 {(勤続年数-10)×(137.5/100)+12.5}×(93.314/100)
12	14.230385	
13	15.5134525	
14	16.79652	
15	18.0795875	
16	19.9458675	16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200 {(勤続年数-15)×(200/100)+19.375}×(93.314/100)
17	21.8121475	
18	23.6784275	
19	25.5447075	
20	27.4109875	
21	29.2772675	
22	31.1435475	
23	33.0098275	
24	34.8761075	
25	37.092315	25年の期間については、1年につき100分の165 {1×(165/100)+38.1}×(93.314/100)
26	38.771967	26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180 {(勤続年数-25)×(180/100)+39.75}×(93.314/100)
27	40.451619	
28	42.131271	
29	43.810923	
30	45.490575	
31	47.170227	
32	48.849879	
33	50.529531	
34	52.209183	
35	53.18898	

別表2

退職手当計算方式

$$(\text{給料月額} \times \text{支給割合}) + \{ \text{給料月額} \times (\text{直上位支給割合} - \text{支給割合}) \times (\text{月数}/12) \} + \text{調整額}$$

(例)

勤続年数7年8カ月の場合(給料月額10,000円)

$$(10,000 \text{円} \times 6.53198) + \{ 10,000 \times (7.46512 - 6.53198) \times (8/12) \}$$

7年の支給割合

8年の支給割合

端数月